

徳島県公安委員会告示第六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の三第一項の規定により次の者を認定したので、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）第七条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年五月十三日

徳島県公安委員会委員長 齋藤恒範

株式会社北島自動車学校 板野郡北島町鯛浜字中須八番地	株式会社阿北自動車教習所 阿波市吉野町柿原字植松二百三番地三	株式会社阿波自動車学校 阿波市阿波町東条百八十番地	代表者氏名 佐藤将春	運転免許取得者等検査を行う者の名称及び住所
北島自動車学校 板野郡北島町鯛浜字中須八番地	阿北自動車教習所 阿波市吉野町柿原字植松二百三番地三	阿波自動車学校 阿波市阿波町東条百八十番地	方法の区分 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第一条に掲げる方法	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地
認定認知機能検査 認定運転技能検査	認定認知機能検査 認定運転技能検査	認定認知機能検査 認定運転技能検査	方法の名称	認定年月日
令和四年五月十三日	令和四年五月十三日	令和四年五月十三日		